



# 保険・年金

～国保・後期高齢・国民年金～

## 国民健康保険

問 住民生活課 ☎ 34-0962

国民健康保険（国保）は国民皆保険制度を支える重要なもので、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるようみんなでお金（国保税）を出し合い、助け合う制度です。74歳までの方で、社会保険や国民健康保険組合等に加入していないすべての方が加入する保険となっています。医療費は皆さまが納めた国保税と国や県からの補助金で賄われています。

なお、国保に加入・脱退される方は14日以内に届出をしてください。

### ■国保の加入・脱退

こんなとき		持参するもの
国保に加入	他市区町村から転入したとき	◆ 転出証明書 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	他の健康保険の資格を喪失したとき (社会保険の扶養家族でなくなったとき等)	◆ 加入していた健康保険の資格喪失証明書 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	子どもが生まれたとき	◆ 母子健康手帳 ◆ 分娩費用の領収書および明細書 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	生活保護を受けなくなったとき	◆ 生活保護廃止決定通知書 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
国保を脱退	町内から転出するとき	◆ 保険証 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	他の健康保険に加入したとき (社会保険の扶養家族になったとき等)	◆ 国保と新しく加入した健康保険の保険証 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	死亡したとき	◆ 印鑑 ◆ 会葬礼状 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
	生活保護を受けたとき	◆ 生活保護開始決定通知書 ◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）
その他	町内での住所変更、世帯主の変更、世帯の合併・分離や氏名の変更等	◆ 本人確認書類（※1）◆ 個人番号（※2）

※1 本人確認書類… 官公庁が発行した顔写真付のものを1点（運転免許証、マイナンバーカードなど）  
官公庁が発行したもので顔写真のないものの場合は、2点必要です。（年金証書、介護保険証など）

※2 個人番号… 世帯主と資格異動や申請の対象となる方の個人番号通知カード  
もしくはマイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちの方は本人確認も同時に行えます。）

### ■自己負担割合

対象の方	負担割合
義務教育（小学校）就学前の方	2割
義務教育就学後から69歳までの方	3割
70歳から74歳までの方	2割 3割（現役並み所得者※）

※ 現役並み所得者… 住民税課税所得が145万円以上あり、なおかつ年間収入383万円以上の方  
(詳しくは住民生活課までお問い合わせください。)

## ■主な給付

出産育児一時金	出産されたときに一時金を給付します。 産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産をされた場合は50万円、同制度に加入していない医療機関などで出産をされた場合は48万8千円を給付します。
葬祭費	国保に加入の方が亡くなられたとき、葬儀を行った方（喪主）に対し、5万円を支給します。
高額療養費	ひと月の医療費で自己負担限度額を超えた額を支給します。対象となる方にはお手紙でご案内します。 医療費が高額になる場合は、あらかじめ申請をしていただくことによって「限度額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、自己負担限度額を超えた額を支給します。対象となる方には、お手紙でご案内します。
療養費	保険証を持たずに病院にかかったとき、医師が必要と認めた補装具を作ったとき、骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき、海外渡航中に医療機関にかかったときなどに、保険負担分を支給します。
移送費	医師の指示により、緊急にやむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったときは、申請をしていただき、国保が認めれば移送費が支給されます。

上記の給付に係る申請については、住民生活課へお問合せください。

## 後期高齢者医療制度

問 住民生活課 ☎ 34-0962

### ■被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

○75歳以上の人

○65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人(申請により、広域連合の障害認定を受けた日から被保険者となります。)  
※制度に加入する前日に会社の健康保険などに加入していた人は、それまで加入していた医療保険の資格喪失の手続きをしてください。また、その被扶養者だった人は、国民健康保険などに別途加入することになります。

### ■自己負担割合

負担割合	所得区分	判定基準
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得額28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方
1割	一般Ⅰ・低所得者	同一世帯の後期高齢者医療の被保険者全員が住民税課税所得額28万円未満の方

### ■受けられる給付

医療機関にかかるとき	医療機関の窓口で被保険証またはマイナンバーカードを提示して、医療費の1割2割・3割を自己負担します。
高額療養費	1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった時は、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。
高額介護合算療養費	被保険者と同じ世帯内で、後期高齢者医療制度・介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になった時は、双方の自己負担額を年間(毎年8月分から翌年7月分まで)で合算し、限度額を超えた額が支給されます。
療養費	被保険者証を出さずに治療を受けたときや、治療用装具を作った時などに、保険負担分を支給します。
葬祭費	被保険者が亡くなった時に、喪主に葬祭費として5万円が申請により後日支給されます。



## ■後期高齢保険料

保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。

保険料は皆さんが等しく負担する「均等割額」(定額)と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直され、兵庫県内では均一です。

### 保険料のお支払い方法（2通り）

- ① 特別徴収 ………………年金からの天引き
- ② 普通徴収 ………………納付書または口座振替（7月から翌年3月まで毎月納付）

※特別徴収が優先されますが、新たに加入されてから約半年は普通徴収になります。

## 国民年金

問 住民生活課 ☎34-0962

## ■国民年金の制度・加入者

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のあるすべての人が加入する制度です。また、20歳未満60歳以上であっても、被用者年金制度の加入者は、国民年金の被保険者となります。

第1号被保険者	自営業や農林漁業、学生などの方とその配偶者や、現在厚生年金や共済年金に加入していない方。保険料は、金融機関等の窓口で納める自主納付と口座振替納付、クレジットカード納付があります。
第2号被保険者	厚生年金や共済年金に加入している方で、収入額に応じた保険料が給与から直接引かれます。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の方で第2号被保険者の扶養になっている配偶者で、保険料は配偶者が加入している年金制度がまとめて負担するので、扶養になっている配偶者が納める必要はありません。

## ■保険料の免除制度・納付猶予制度

第1号被保険者の人で、経済的理由や失業などで保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」、「学生納付特例」の申請ができます。

### 納付が困難な人は保険料免除制度

本人と配偶者、世帯主の前年の所得に応じて、保険料が全額免除、または一部免除になります。失業などによる特例免除を申請される場合は雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などのコピーの添付が必要です。

### 50歳未満で納付が困難な人は保険料納付猶予制度

20歳以上50歳未満の人で本人と配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、保険料の納付が猶予され、将来納付可能となった時点で後払いができます。

### 学生は学生納付特例

本人の前年所得が約128万円以下の場合、申請して承認されれば在学期間中の保険料を後払いできる制度です。学生であることまたは学生であったことを証明する書類(在学証明書原本、学生証の写し)などの添付が必要です。

\*いずれの制度も免除や納付を希望する2年1か月後が申請期限です。免除や猶予された期間の年金額を満額に近づけたいときは、10年以内であれば後から納める(追納する)ことができます。(3年度目以降は加算額がかかります)



## ■産前産後期間の免除制度

出産予定日または出産日の属する日の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。(多始妊娠の場合は3ヶ月前から6ヶ月間)

## ■こんなときは届出を

次の場合、住民生活課または姫路年金事務所(☎079-224-6382)へ届け出てください。

こんなとき	必要なもの
20歳になったとき（届出は不要です） (厚生年金や共済組合加入者は除く)	◆ 20歳になった方には日本年金機構から国民年金（第1号被保険者）に加入したことをお知らせします。
60歳までに会社などを退職したとき	離職年月日が分かる証明書類、基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの
配偶者に扶養されなくなったとき (本人が第2号被保険者になった場合を除く)	被扶養者でなくなった年月日がわかる証明書類、基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの
第1号被保険者の海外への転出や海外からの転入	基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの
配偶者の65歳到達により第3号被保険者でなくなったとき	基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーが分かるもの

### ほかにもこんな年金があります

老年基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金など

※それぞれに必要書類などがありますので、事前に住民生活課または日本年金機構にお問合せください。





# 税金

~納付方法・住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料~

## 町税等について

問 税務課 ☎ 34-0961

### ■個人町県民税（住民税）

#### 課税される方

1月1日現在、町内に住所を有する方で前年に一定の所得がある方に課税されます。※1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、当町が課税することになります。

#### 課税されない方

- 均等割も所得割も課税されない方

- ①生活保護の給付を受けておられる方
- ②障がい者、未満年齢者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得の方の年収で204万4千円未満）の方

- 均等割が課税されない方

前年の合計所得金額が、28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに10万と16万8千円を加算した金額）以下の方

- 所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がある場合には、その金額にさらに10万と32万円を加算した金額）以下の方

#### 均等割額（年額）

- 町民税 3,000円
- 県民税 1,800円（県民縁税800円含む）
- 森林環境税 1,000円

※森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税（国税）が創設され、令和6年度から一人年額1,000円を市町村が賦課徴収します。

#### 所得割

- 課税所得金額に一律10%を乗じた額で、町民6%、県民税4%となっています。

#### 申告

- 申告をしなければならない方

1月1日現在、町内に住所のある方は、原則として申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をされた方や給与収入のみで年末調整をされた方または、公的年金のみである方は基本的に申告の必要はありません。

※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入の方は前年中の所得がなくても申告の必要がありますのでご注意ください。

### ■法人町民税

- 申告…町内に事務所や事業所を有する法人

#### 均等割額（年額）

資本金などの金額が50億円を超える法人で、町内の事業所などの従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
資本金などの金額が10億円を超え50億円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
資本金などの金額が10億円を超える法人で、町内の事業所などの従業者数が50人以下であるもの	410,000円
資本金などの金額が1億円を超え10億円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人を超えるもの	400,000円
資本金などの金額が1億円を超え10億円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人以下であるもの	160,000円
資本金などの金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人を超えるもの	150,000円
資本金などの金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人以下であるもの	130,000円
資本金などの金額が1千万円以下である法人で、町内の事業所などの従業者数が50人を超えるもの	120,000円
上記に掲げるもの以外の法人	50,000円

▲法人税割…法人税 × 6.0%

## ■固定資産税

### 課税される方

1月1日現在、町内に土地、家屋および償却資産を所有されている方

### 税額の算定

税額=課税標準額 × 1.4%

### (課税標準額)

- 土地・家屋 …… 評価により価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を決定します。
- 儻却資産 …… 会社や個人で工場や商店など経営している方がその事業のために用いる機械・器具・備品などをいい、毎年1月31日までの申告により課税標準額を決定します。

## ■軽自動車税

### ●税率について

#### <原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車>

車種	種別	税率(税額)
特定小型原動機付自転車		2,000 円
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
	50cc超 90cc以下	2,000 円
	90cc超 125cc以下	2,400 円
	ミニカー 50cc以下	3,700 円
二輪の軽自動車 (125cc超~250cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000 円
小型特殊自動車(※)	農耕作業用(トラクターなど)	2,400 円
	その他(フォークリフトなど)	5,900 円

### ※小型特殊自動車として課税対象となるもの

- 農耕作業用—乗用型で最高速度35km/h未満のトラクター、コンバイン、田植機などで公道を走らなくても課税の対象となり、ナンバーの登録が必要です。
- その他—乗用型で長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下で最高速度15km/h未満のフォークリフトなど農耕用以外の作業車など

### ※特定小型原動機付自転車の要件

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
- 原動機の定格出力が0.60kW以下であること
- 最高速度が20km/h以下であること

#### <軽自動車(三輪以上)>

車種		税率(税額)		
		(1)平成27年3月31日以前 の新規登録車両 (1日税率)	(2)平成27年4月1日以後 の新規登録車両 (新税率)	(3)最初の新規検査から 13年を経過した車両 (重課対象)
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	10,800 円
	貨物	営業用	3,000 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	5,000 円

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、上表のとおり重課税率が適用されます。

※「最初の新規検査」とは、初度検査年月(初めてナンバープレートの交付を受けた年月)のことといいます。自動車検査証でご確認ください。

## ■軽自動車(三輪、四輪以上)にかかるグリーン化特例について

令和5年4月1日以降に新規登録された三輪以上の軽自動車について、一定の条件を満たせばグリーン化特例の対象となります。(ただし、登録した年の翌年度のみの適用となります。)

# 国民健康保険税

問 税務課 ☎ 34-0961

## 課税される方

国民健康保険に加入されている世帯の世帯主  
※世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも、その世帯のどなたかが加入されていれば世帯主に課税されます。

## 税額の算定

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3要素で構成されており、それぞれに所得割額、均等割額、平等割額を算定し合算した額が税額となります。

- ① **所得割額** .....被保険者の前年中の基準総所得額より算定します。
- ② **均等割額** .....被保険者ごとに加算されます。
- ③ **平等割額** .....1世帯ごとにかかります。

# 介護保険料

問 税務課 ☎ 34-0961

介護保険は、介護を国民の皆さままで支え合う制度です。そのため、高齢者の方も含め40歳以上全ての方に保険料を納めていただきます。保険料は、65歳以上（第1号被保険者）の方と、40歳から64歳まで（第2号被保険者）の方とでは、保険料の金額や納める方法が違います。

- 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は、加入している医療保険（国民健康保険・社会保険など）の算出方法で決まり、医療保険料として一括して納めます。
- 65歳以上の方（第1号被保険者）は、各個人で介護保険料を納めます。納入方法は、特別徴収（年金からの天引きによる納入方法）と普通徴収（納付書または口座振替による納入方法）があります。

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

# 町税等の納期と納付方法等

問 税務課 ☎ 34-0961

税目等	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税		1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期		2期					3期		4期	
軽自動車税	全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※個人住民税の特別徴収については6月から翌年の5月まで12回に分けて勤務先の給与天引きとなります。

- コンビニエンスストア、QRコード読み取りによるスマートフォン決済アプリ、クレジットカードなどでの納付ができます。（税目によって異なります。）詳しくは、配布するチラシをご覧ください。
- 口座振替をご利用ください。  
手続は本庁税務課または次の金融機関窓口で受付ています。

◆ 兵庫西農業協同組合 ◆ 但陽信用金庫 ◆ 但馬銀行 ◆ みなと銀行 ◆ 三井住友銀行 ◆ 郵便局

手続の際には、預金通帳および預金口座の届出印をお持ちください。

# 税の証明書の発行

問 税務課 ☎ 34-0961

町税の各種証明書の交付を請求するときや固定資産課税台帳を閲覧したいときは、税務課に申請してください。

## 請求できる方

- 本人（相続人、納税管理人なども含まれます）
- 代理人の場合は、代理人選任届（委任状）をお持ちの方

※固定資産課税台帳の閲覧および評価・課税証明書の交付については、借地人、借家人などの方も、関係する固定資産について請求することができます。（賃貸借契約書などをお持ちいただくことになります。）

※いずれも請求者の本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。

## 手数料

税の種類	証明書・閲覧の種類	手数料
町民税（個人）	所得証明書 課税証明書または非課税証明書 納税証明書	1枚 200円
固定資産税	課税証明書 資産証明書 評価証明書 記載事項証明 納税証明書 公課証明書	1件 200円 土地については5筆までごとに1件、 建物については1棟を1件とする。
	土地家屋名寄帳兼課税台帳	1件 200円
	評価通知書（法務局提出用）	無料
	住宅用家屋証明書	1件 1,300円
	固定資産課税台帳等の閲覧	1件 200円 1名義人を1件とする。 (別途コピー代がかかります。)
軽自動車税	納税証明書（継続検査用）	無料
国民健康保険税	納税証明書	1枚 200円
	納付額証明書（年末調整確定申告用）	無料
介護保険料	納付額証明書（年末調整確定申告用）	無料
その他の町税等	納税証明書	1枚 200円

※所得（課税）証明書はコンビニ交付もできますのでマイナンバー制度（14ページ）をご確認ください。

## 郵送請求

遠方にお住まいの場合や、ご都合により窓口にお越しになれない場合は、郵便で請求することができます。

### ●郵送するもの

#### ◆申請書（町のホームページからダウンロードしてご利用ください。）

申請書はご自宅にある便せんなどでもかまいませんが、次の内容を記入してください。

●住所（以前神河町に住んでおられた方は、旧住所も記入） ●氏名（フリガナ） ●生年月日 ●昼間の連絡先の電話番号 ●認印 ●必要な証明の種類、年度、通数（住宅用家屋証明書は除く） ●使用目的 ●申請者が本人でない場合は本人との関係（本人又は同一世帯人以外の方は委任状が必要です。）

#### ◆手数料分の定額小為替（お近くの郵便局でお求めください。手数料がコピー代のみの場合は、切手でも可）

#### ◆本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカードなど）

#### ◆返信用封筒（返信用の住所、氏名を記入の上、切手を貼ってください。）

郵送先 〒679-3116 神河町寺前64番地 神河町役場税務課

### ●ご注意

※証明書は、本人確認書類に記載されている住所へのみ返送します。それ以外への住所への返送や転送はできません。

※郵便、その他の事情を考慮し、1週間以上の余裕をもって請求してください。

¥

税金